

。 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年
内閣府
 財務省
 経済産業省 令第一号）

改 正 案	現 行
（商工組合中央金庫の子会社の範囲等） 第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十五 （略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七、二十六 （略） 十八 （略）	（商工組合中央金庫の子会社の範囲等） 第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 十五 （略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七、二十六 （略） 十八 （略）